

平成23年

第3回市議会定例会 議案第7号

函館市スポーツ振興審議会条例の一部改正について

函館市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年9月6日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例

函館市スポーツ振興審議会条例（平成3年函館市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「スポーツ振興法（昭和36年法律第141号。以下「法」という。）第18条第2項」を「スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条」に改める。

第2条を次のように改める。

（所掌事務）

第2条 審議会は、函館市教育委員会の諮問に応じ、スポーツ基本法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画、同法第35条に規定するスポーツ団体への同法第34条の規定による補助金の交付その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議し、その結果を答申するものとする。

第4条の見出しを「（委員および任期等）」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

委員は、次に掲げる者のうちから函館市教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体の推薦する者
- (3) 公募による者

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）の施行の日の前日において同法による改正前のスポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第18条第4項の規定により函館市スポーツ振興審議会の委員に任命されている者は、改正後の第4条第1項の規定により函館市スポーツ振興審議会の委員に委嘱された者とみなし、その任期は、同条第2項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から平成23年12月21日までとする。

（提案理由）

スポーツ振興法の全部改正に伴い、スポーツ振興審議会の所掌事務に関する規定を整備し、および委員の委嘱に関する規定を設け、ならびに規定を整備するため